

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	生活排水課	整理番号	2-3
処分の種類	浄化槽の使用停止命令				
根拠法令条例等・条項	浄化槽法第12条第2項				
処分の概要	浄化槽の使用停止を命ずる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定 法令等の規定において言い尽くされているため。</p> <p>(参考)環境省関係浄化槽法施行規則第2条又は第3条 第2条 法第4条第7項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。 (1)のイ～へ及び(2)～(18)記載省略 第3条 法第4条第8項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。 (2)～(13)記載省略</p>				
基準の制定根拠	—				